

軽自動車の所有権解除(ローン完済後、所有者を販売会社から現使用者に変更する)

所有者であるディーラーや信販会社に請求するもの。

1 申請依頼書

ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますので
あらかじめ請求し取り寄せてください。ローン完済時に送られてきた書類等がない場
合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。

2 所有者承諾書

新所有者が用意するもの

1 自動車検査証

次のうちいずれかのもの

①個人の場合

2 住民票(発行後3ヶ月以内)

②法人の場合

登記簿謄本または登記事項証明書(発行後3ヶ月以内)

3 印鑑(認印で可)または申請依頼書(代理人が申請する場合)

軽自動車検査事務所で用意するもの

4 ① 申請用紙(軽第1号様式)約40円 売店で購入

② 軽自動車税申告書 無料 窓口で配布

5 引越などで車検証記載の住所と現住所が異なり、管轄が変更になる場合必要

・ナンバープレート

届出手続終了後に警察署へ届け出るもの

(引越などで車検証記載の住所と現住所が異なっている場合は必要)

6 自動車保管場所届出書(いわゆる車庫証明、保管場所届出義務等の適用地域の場合)